

学校給食センター調理業務等の委託及び学校給食費の公会計化 に向けた進捗状況について

【調理業務等の委託化】

1 民間委託の目的

民間事業者のノウハウを活用し、安全・安心な給食を安定的に提供します。

2 市と受託業者の役割

主な業務	市	委託業者
①給食献立の決定	○	
②食材の選定・発注・購入	○	
③給食調理		○
④各学校への配送・集配		○（既に委託済み）
⑤食器等洗浄		○
⑥食器等消毒・保管		○
⑦施設・設備の清掃		○

※調理業務等は、学校給食センター内にて実施。

3 民間委託後の配置職員等について

- (1) 事務職員：市職員及び会計年度任用職員を配置する予定です。
- (2) 栄養教諭：県職員及び会計年度任用職員を配置する予定です。
- (3) 正規調理員：本人の意向を確認の上、配置転換を行う予定です。
- (4) 会計年度任用職員(調理員)：受託業者へ継続的な雇用と現在の処遇維持を求める予定です。

4 受託候補者の選定等

(1) 選定方法

多くの事業者の中から、優良な事業者を選定するため公募型プロポーザル方式により選定します。

(2) 審査方法

8名の委員で構成する審査委員会が、各事業者の企画提案書等及びプレゼンテーションを踏まえ審査を実施します。

5 スケジュール

令和4年	7月	第1回審査委員会（委嘱・諮問・概要説明）
	9月	富士見市学校給食センター設置条例の一部改正（案）を市議会へ上程 富士見市学校給食センター設置条例施行規則の一部改正
10月		第2回審査委員会（プレゼンテーション審査） 第3回審査委員会（受託候補者の選定）
11月		契約締結 準備期間
令和5年	4月	調理業務等委託化開始予定

【学校給食費の公会計化】

1 現状

学校給食費について、本市では私会計（小・中・特別支援学校が給食費を収納・管理）を採用していますが、令和5年度から予定している公会計化（市の歳入歳出予算として管理）に向けて、準備を進めています。

2 公会計化に伴う主な変更点

（1）申込書の提出

- ・保護者に給食提供申込書の提出を求める予定です。

（2）給食費の請求

- ・保護者あてに文書にて給食費を請求する予定です。

（3）納付方法

- ・給食費の納付は、原則、口座振替とする予定です。

（4）収納・管理、督促等

- ・給食費の収納管理や督促等は、学校の教職員ではなく、学校給食センター職員が行う予定です。

（5）その他

- ・給食費の口座引落日、アレルギーや欠食等に伴う減額方法等について、統一的な基準を定めて管理する予定です。

3 公会計化による効果

透明性向上、公平性の確保、教職員の事務負担の軽減、保護者の利便性向上、業務の効率化などが見込まれます。

4 スケジュール

令和4年	7月	学校給食費管理システム業者等決定
	9月	学校給食費の管理に関する条例（案）を市議会へ上程 富士見市学校給食費の管理に関する条例施行規則の制定 富士見市学校給食センター運営委員会規則の一部改正
	10月	保護者等へ周知
令和5年	4月	公会計化開始予定